

国指定北アルプス鳥獣保護区
北アルプス特別保護地区
指定計画書

(環境省案)

平成26年 月 日
環 境 省

1 特別保護地区の概要

(1) 特別保護地区の名称

北アルプス特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域

北アルプス鳥獣保護区のうち、三俣蓮華岳を起点とし、同所から稜線を西進し三俣山荘に至る登山道との交点に至り、同所から谷すじを北進し黒部源流の谷すじとの交点に至り、同所から同谷すじを北東に進み岩苔乗越に至り、同所からワリモ岳と祖父岳を結ぶ登山道を西進し祖父岳に至り、同所から谷すじを北進し岩苔小谷との交点に至り、同所から同谷すじを北東に進み読売新道との交点に至り、同所から尾根を北東に進み東沢谷との交点に至り、同所から同谷を北東に進み富山県富山市所在国有林富山森林管理署 108 林班は小班とイ小班の小班界との交点に至り、同所から同小班界を北東に進み二ノ沢との交点に至り、同所から谷すじを東進し富山県と長野県の県境との交点に至り、同所から同県境を南西に進み起点に至る線により囲まれた区域、長野県大町市所在国有林中信森林管理署 542 から 544 まで及び 546 の各林班のイ小班の区域、三俣蓮華岳を起点とし、同所から富山県と長野県の県境を北東に進み同森林管理署 546 林班イ小班界との交点に至り、同所から尾根を南東に進み南真砂岳に至り、同所から尾根を南西に進みワリモ沢との交点に至り、同所から尾根を南西に進み 588 林班イ小班とチ小班の小班界との交点に至り、同所から同林小班界を南進しモミ沢と湯俣川の合流点に至り、同所から尾根を南進し樅沢三角点 (2519.2 メートル) に至り、同所から尾根を東進し硫黄沢との交点に至り、同所から谷すじを南東に進み硫黄尾根との交点に至り、同所から谷すじを南東に進み天狗沢との交点に至り、同所から同沢を南東に進み 589 林班ホ小班とイ小班の小班界との交点に至り、同所から同小班界を南東に進み同林班は小班とイ小班の小班界との交点に至り、同所から同小班界を北東に進み同林班と 549 林班との林班界に至り、同所から同林班界を南東に進み大町市と松本市の市境界に至り、同所から同市境界を南西に進み長野県と岐阜県との県境に至り、同所から同県境を北西に進み起点に至る線により囲まれた区域、同県松本市所在国有林中信森林管理署 102 から 114 までの各林班の区域、岐阜県高山市所在国有林飛驒森林管理署 2176 及び 2178 から 2180 までの各林班のイ小班の区域並びに三俣蓮華岳を起点とし、同所から長野県と岐阜県の県境を南東に進み同森林管理署 2170 林班と 2176 林班の林班界との交点に至り、同所から同林班界を南西に進み 2170 林班イ小班と 2176 林班イ小班の小班界との交点に至り、同所から同小班界を北西に進み左俣谷との交点に至り、同所から谷すじを北西に進み樅沢岳と弓折岳を結ぶ稜線との交点に至り、同所から尾根を西進し 2088 林班と 2089 林班の林班界との交点に至り、同所から 2088 林班ろ小班とイ小班の小班界を西進し 2086 林班は小班とイ小班の小班界との交点に至り、同所から同小班界を北進し蓮華谷との交点に至り、同所から谷すじを北東に進み富山県と岐阜県の県境との交点に至り、同所から同県境を東進し起点に至る線により囲まれた区域

(3) 特別保護地区の存続期間

平成 26 年 11 月 1 日から平成 36 年 10 月 31 日まで (10 年間)

(4) 特別保護地区の指定区分

希少鳥獣生息地の保護区

(5) 特別保護地区の指定目的

当該区域は、当該鳥獣保護区中央部の富山県、長野県及び岐阜県の 3 県にまたがって位置し、槍・穂高連峰を中心とする標高約 1,600 メートルから約 3,200 メートルまでの区域であり、大部分が高山帯及び亜高山帯である。

このような自然環境を反映し、当該区域には、環境省が作成したレッドリストに掲載されている絶滅危惧 I B 類のライチョウ、イヌワシ等の生息が確認されている。また、特に鷲羽岳、三俣蓮華岳等は、ライチョウの生息にとって重要である風衝地群落、ハイマツ群落及び雪田植物群落が散在しているためライチョウの生息数が多いと考えられることからその生息の中心になり得る地域であり、当該鳥獣保護区の中でも特に重要なライチョウの生息地となっている。

このため、当該鳥獣保護区の中でも特に重要な区域として、当該区域を鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 (平成 14 年法律第 88 号) 第 29 条第 1 項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に生息する希少鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

2 特別保護地区の保護に関する指針

(1) 保護管理方針

- 1) 希少鳥獣生息地の保護区として、ライチョウ、イヌワシ等の保護を図るため適切な管理に努める。
特にライチョウについては、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）第45条第1項に基づき定められたライチョウに関する保護増殖事業計画（平成二十四年十月文部科学省・農林水産省・環境省告示第一号）を踏まえ、関係機関と連携して保護に努める。
- 2) 違法捕獲防止や制札の維持管理のため、国指定鳥獣保護区管理員等による定期的な巡視を行う。
- 3) 希少鳥獣を驚かすような人の不用意な行動、ごみの散乱等による生息への影響を防止するため、関係行政機関等と協力して利用者及び地域住民への普及啓発を行う。
- 4) 国指定鳥獣保護区管理員等による鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努め、必要に応じて保全対策を講じる。
- 5) 当該特別保護地区及びその周辺では、過去には生息が確認されていなかったニホンジカ、イノシシ等の生息が確認され、特にニホンジカが高山帯又は亜高山帯へ侵入して高山植物等に被害をもたらすこと及び当該被害がライチョウ等の生息に影響を与えることが懸念されている。このため、中部山岳国立公園野生鳥獣対策連絡協議会で策定された中部山岳国立公園ニホンジカ対策方針（平成二十五年三月）に基づき、関係機関が連携して総合的にニホンジカ対策を進める。
- 6) ニホンツキノワグマの生息地であることから、関係機関が連携して人身被害の防止を図る。

3 特別保護地区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 11,868ha （富山 1,244ha、長野 9,111ha、岐阜 1,513ha）

内訳

ア 形態別内訳

林野	11,826 ha	（富山 1,244 ha、長野 9,111 ha、岐阜 1,471 ha）
農耕地	— ha	（富山 — ha、長野 — ha、岐阜 — ha）
水面	2 ha	（富山 — ha、長野 — ha、岐阜 2 ha）
その他	40 ha	（富山 — ha、長野 — ha、岐阜 40 ha）

イ 所有者別内訳

国有地 11,868ha

国有林 11,868 ha （富山 1,244 ha） （長野 9,111 ha） （岐阜 1,513 ha）	林野庁所管 11,868 ha （富山 1,244 ha） （長野 9,111 ha） （岐阜 1,513 ha）	制限林 11,865 ha （富山 1,244 ha） （長野 9,108 ha） （岐阜 1,513 ha）	保安林 11,865 ha （富山 1,244 ha） （長野 9,108 ha） （岐阜 1,513 ha）					
				文部科学省所管 — ha	普通林 3 ha （富山 — ha） （長野 3 ha） （岐阜 0 ha）	砂防指定地 — ha （富山 — ha） （長野 — ha） （岐阜 — ha）		
							国有林以外の国有地 — ha	その他 — ha （富山 — ha） （長野 — ha） （岐阜 — ha）

地方公共団体有地 —ha
 私有地等 —ha
 公有水面 —ha

ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

自然公園法による地域 （中部山岳国立公園）	11,868ha	特別保護地区 特別地域	11,868ha —ha
文化財保護法による地域		上高地	6,292ha

4 指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 特別保護地区の位置

北アルプス鳥獣保護区の中央部、富山県、長野県及び岐阜県の三県にまたがって位置し、三ツ岳、野口五郎岳、^{おしほだけ}鷲羽岳、三俣蓮華岳、双六岳、樫沢岳、槍ヶ岳、^{おおほみだけ}大喰岳、中岳、南岳、北穂高岳、涸沢岳、奥穂高岳、西穂高岳、^{おてんしょうだけ}大天井岳、常念岳等を含む。当該区域は、これら山岳の稜線部又は稜線部周辺と^{あづさがわ}梓川に囲まれた標高約 1,600 メートルから約 3,200 メートルの区域であり、その全域が中部山岳国立公園に指定されている。

イ 地形、地質等

梓川等の河川の浸食作用により、地形は急峻かつ複雑である。鷲羽岳、樫沢岳、穂高岳は火山であり、溶岩性台地や火口湖といった火山地形が見られるほか、涸沢、岳沢等には圏谷（カール）や堆石（モレーン）といった氷河地形が見られる。

地質は、梓川流域には古生代層が分布し、穂高岳などの高峰はひん岩類、鷲羽岳等には火山活動を成因とする安山岩類が分布する。

ウ 植物相の概要

標高約 2,500 メートル以上ではハイマツ群落及び高山草原群落からなる高山帯が広がり、約 1,600 メートルから約 2,500 メートルにかけてはシラビソ、オオシラビソ、ダケカンバ等が優先する亜高山帯が広がる。また、梓川河畔は夏緑広葉樹林域に属し、ヤナギ高木林が広がっている。

エ 動物相の概要

ライチョウのなわばりが多数存在しており、当該保護区の中でもライチョウの重要な生息地となっている。また、当該地区の中でも野口五郎岳、ワリモ岳、鷲羽岳及び三俣蓮華岳の稜線部一帯は特に生息数が多いと考えられており、生息の中心になり得る地域である。その他鳥類では、高山帯ではイワヒバリ、アマツバメ等、林内ではミソサザイ、シジュウカラ等、水辺ではオシドリ、キセキレイ等が生息している。哺乳類では、ニホンカモシカ、ニホンツキノワグマ、ホンドオコジョ、ノウサギ等が生息している。

(2) 生息する鳥獣類

別表のとおり

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

該当なし

4 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 32 条の規定による補償に関する事項

当該区域において、第 32 条に規定する損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失の補償をする。

5 施設整備に関する事項

(1) 特別保護地区用制札 4 本

別表（北アルプス特別保護地区に生息する鳥獣類）

ア. 鳥類

目	科	種または亜種	種の指定等
カイツブリ	カイツブリ	カイツブリ	
コウノトリ	サギ	ゴイサギ アオサギ	
カモ	カモ	オシドリ マガモ カルガモ コガモ オナガガモ カワアイサ	DD
タカ	タカ	ミサゴ ハチクマ トビ オオタカ ツミ ハイタカ ノスリ サシバ クマタカ イヌワシ	NT NT NT・国内希少 NT VU EN・国内希少 EN・国天・国内希少
	ハヤブサ	ハヤブサ チョウゲンボウ	VU・国内希少
キジ	ライチョウ	○ ライチョウ	EN・国特天・国内希少
	キジ	○ ヤマドリ	
チドリ	チドリ	イカルチドリ	
	シギ	イソシギ	
カッコウ	カッコウ	○ ジュウイチ ○ カッコウ ○ ツドリ ホトトギス	
フクロウ	フクロウ	オオコノハズク フクロウ	
ヨタカ	ヨタカ	ヨタカ	NT
アマツバメ	アマツバメ	ハリオアマツバメ ○ アマツバメ	
ブッポウソウ	カワセミ	ヤマセミ カワセミ	
キツツキ	キツツキ	アオゲラ アカゲラ オオアカゲラ ○ コゲラ	
スズメ	ヒバリ	ヒバリ	
	ツバメ	ツバメ ○ イワツバメ	
	セキレイ	○ キセキレイ ハクセキレイ セグロセキレイ ビンズイ	

目	科	種または亜種	種の指定等
	サンショウクイ	サンショウクイ	VU
	ヒヨドリ	ヒヨドリ	
	モズ	○モズ	
	カワガラス	カワガラス	
	ミソサザイ	○ミソサザイ	
	イワヒバリ	○イワヒバリ	
		○カヤクグリ	
	ツグミ	○コマドリ	
		○コルリ	
		○ルリビタキ	
		ジョウビタキ	
		ノビタキ	
		○トラツグミ	
		マミジロ	
		クロツグミ	
		○アカハラ	
		シロハラ	
		マミチャジナイ	
		ツグミ	
	ウグイス	○ウグイス	
		○メボソムシクイ	
		エゾムシクイ	
		センダイムシクイ	
		○キクイタダキ	
	ヒタキ	キビタキ	
		オオルリ	
		○サメビタキ	
		エゾビタキ	
		コサメビタキ	
	カササギヒタキ	サンコウチョウ	
	エナガ	エナガ	
	シジュウカラ	○コガラ	
		○ヒガラ	
		ヤマガラ	
		シジュウカラ	
	ゴジュウカラ	ゴジュウカラ	
	キバシリ	キバシリ	
	メジロ	メジロ	
	ホオジロ	○ホオジロ	
		カシラダカ	
		ミヤマホオジロ	
		アオジ	
	アトリ	アトリ	
		マヒワ	
		イスカ	
		ベニマシコ	
		○ウソ	
		イカル	
		シメ	
	ハタオリドリ	ニューナイズメ	
	ムクドリ	ムクドリ	
	カラス	○カケス	
		○ホシガラス	
		ハシブトガラス	
合計(種)	38科	101種	

イ. 獣類

目	科	種または亜種	種の指定等
モグラ	トガリネズミ	ホンシュウトガリネズミ カワネズミ	
	モグラ	ヒメヒミズ ホンシュウヒミズ ミズラモグラ	NT
コウモリ	ヒナコウモリ	シナノホオヒゲコウモリ ニホンウサギコウモリ ニホンテングコウモリ ニホンコテングコウモリ	
サル	オナガザル	ホンドザル	
ネコ	イヌ	ホンドタヌキ ○ ホンドキツネ	
		イタチ	○ ホンドテン ホンドイタチ ○ ホンドオコジョ
	クマ	ニホンツキノワグマ	
	ウシ	イノシシ ウシ	ニホニンノシシ ○ ニホンカモシカ
ネズミ	リス	ニホンリス ムササビ	
	ネズミ	ヤチネズミ スミスネズミ ハタネズミ ホンドアカネズミ ホンドヒメネズミ	
ネズミ	ヤマネ	ヤマネ	国天
ウサギ	ウサギ	ノウサギ	
合計(種)	13科	28種	

注)

- 鳥獣の目・科・種(和名)及び配列は、日本野生鳥獣目録(平成14年7月、環境省自然環境局野生生物課)に拠る。
- 種の指定等の要件は次のとおりである。
 - ・国天: 国指定天然記念物
 - ・環境省レッドリスト(平成24年度改訂)
 - CR: 絶滅危惧 I A類、EN: 絶滅危惧 I B類、VU: 絶滅危惧 II 類、
 - ・国内希少: 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少野生動植物種
- 印は、当該地域で一般的に見られる鳥獣、アンダーラインは鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第7条第5項第1号により、特に保護を図る必要があるものとして環境省令で定める鳥獣及び天然記念物に指定された鳥獣。
- 掲載種は、各種調査により確認された種のうち、異常気象等により迷行してきたと考えられる種を除いたものである。

